

令和8年度

# 和歌山県「子育て支援員研修」概要



NPO 法人ホッピング

和歌山県子育て支援員研修事務局

お問い合わせ専用公式LINE アカウント

アカウントID: [@436aqjsf](https://line.me/tv/@436aqjsf)



# 和歌山県における「子育て支援員」とは？

「子育て支援員」とは国の要綱に基づく「子育て支援員研修」(「基本研修」及び「専門研修」)を修了し、  
「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、  
保育や子育て支援分野に従事する上で必要な知識や技能を  
修得したと認められる者である。

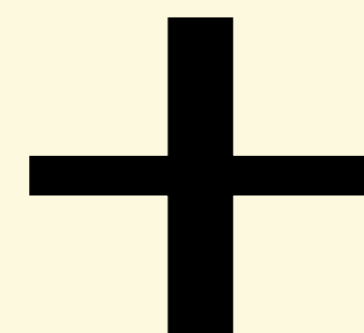
※なお、本研修はあくまでも修了者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介及び保証するものではない。

# 和歌山県で本年度開講されるコースと研修体系



## 基本研修

8科目(8時間)



## 専門研修

(年度内で1つのコースのみ受講可能)

### 地域保育コース(地域型保育事業)

共通11科目(14.5時間)+4科目(5.5時間)+見学実習(2日間)

地域型保育として位置付けられた小規模保育、家庭的保育、事業所内保育の従事者として勤務する方、もしくは勤務することを希望する方向けのコース

### 放課後児童コース(放課後児童健全育成事業)

6科目(9時間)

放課後児童クラブ(保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する場)の補助員として勤務する方、もしくは勤務することを希望する方向けのコース

### 地域子育て支援コース(地域子育て支援拠点事業)

6科目(6時間)

地域子育て支援拠点(公共施設等の身近な場所で親子の交流や育児相談、情報提供を行う場)で専任職員として勤務する方、もしくは勤務することを希望する方向けのコース

### 地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)

9科目(24時間)

地域子育て支援拠点等で一定の実践経験のある方が利用者に対し相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うことを希望する方向けのコース

# 研修日程



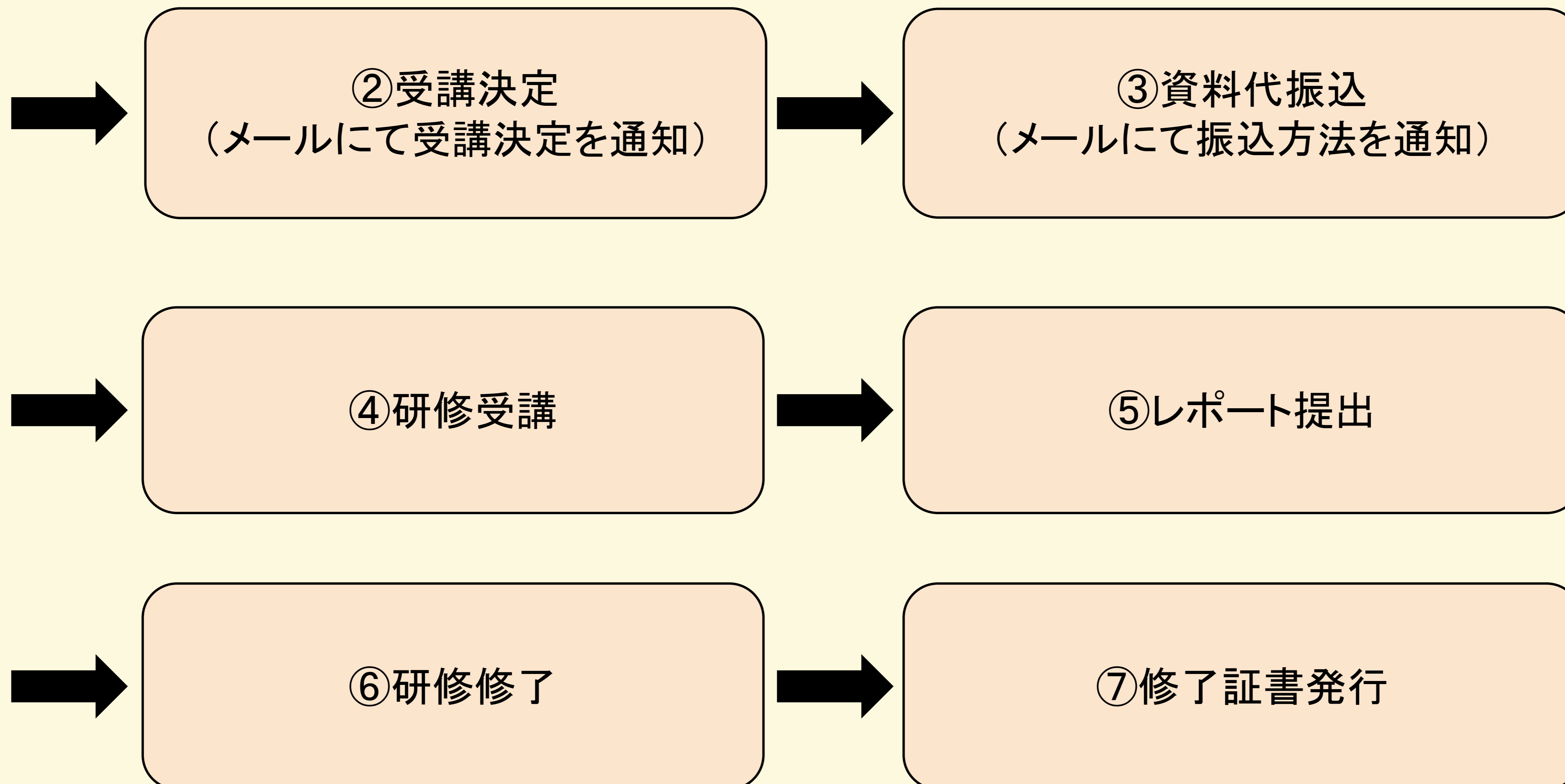
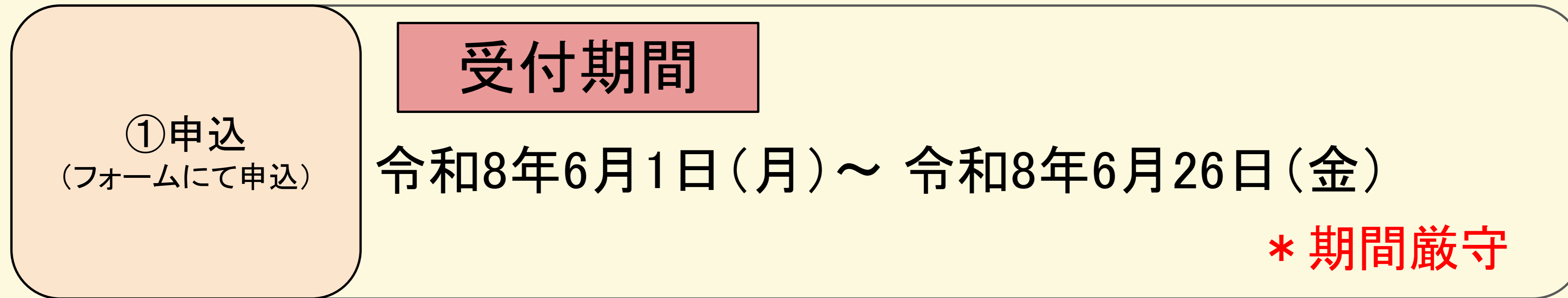
## ◆基本研修

日程・会場(紀北) 定員:180名	7月19日(日)・7月20日(月・祝)(2日間) 和歌山県JAビル(和歌山市美園町5丁目1-1)
日程・会場(紀南) 定員:80名	7月25日(土)・7月26日(日)(2日間) 和歌山県立情報交流センターBig・U(田辺市新庄町3353-9)

## ◆専門研修

地域保育コース(地域型保育事業)	
日程・会場 定員50名	共通科目 8月1日(土)・8月2日(日)(2日間) 和歌山県JAビル(和歌山市美園町5丁目1-1)
	地域型保育事業 8月9日(日) 和歌山県JAビル(和歌山市美園町5丁目1-1)
	見学実習 ご自身で確保した事業所にて指定された実施期間内 (令和8年9月～令和9年1月末までの2日間)に行う。
放課後児童コース(放課後児童健全育成事業)	
日程・会場(紀北) 定員120名	9月20日(日)・9月21日(月・祝)(2日間) 和歌山県JAビル(和歌山市美園町5丁目1-1)
日程・会場(紀南) 定員65名	10月24日(土)・10月25日(日)(2日間) 和歌山県立情報交流センターBig・U(田辺市新庄町3353-9)
地域子育て支援コース(地域子育て支援拠点事業)	
日程・会場 定員:120名	11月7日(土) 和歌山城ホール(和歌山市七番丁 25 番地の 1)
地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)	
日程・会場 定員15名	講義 11月19日(木)(講義はオンラインで行う。)
	見学実習 和歌山市内の施設を予定。

# 申込・受講の流れ





## 注意事項

- ・申込はWeb申込(申込フォーム利用)のみ受付いたします。
- ・申込期間外は一切受付できません。
- ・各コース定員を超えた申込があった場合は抽選により受講者 を決定します。
- ・専門研修の申込は1つのコースに限ります。  
次年度以降は別のコースを申し込むことができます。



# Q & A1

番号	質問	回答
1	子育て支援員になると何ができますか？	研修を修了し、子育て支援員として認定された方は、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなどの地域の子育て支援分野などで活躍されることが期待されています。ただし、研修後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。
2	受講するにあたって要件や資格は必要ですか？	和歌山県内に在住であればどなたでも受講できます。年齢や性別による制限はありません。
3	和歌山県外在住ですが、受講できますか？	和歌山県内に居住、通学、または県内の保育や子育て支援施設等で通勤する方、もしくは勤務することを希望する等の特別な事情があれば受講することが可能です。 特別な事情がある方は申込フォームにその旨入力する項目がありますので、記入し申し込みください。
4	和歌山県で修了した場合、他都道府県で子育て支援員として働くことができますか？	働くことができます。この研修は厚生労働省の要綱に基づいて実施していますので、他都道府県でも同じように子育て支援員として働くことができます。
5	試験はありますか？	試験はありません。 各研修ごとに記述式のレポートを提出し、研修内容を十分に理解している事が認められた方には修了証書を発行します。
6	託児はありますか？	託児はご用意しておりません。
7	費用はどのくらいかかりますか？	基本研修の参加費用は無料ですが、専門研修では資料代の実費として1,100～3,300円を振込により支払う必要があります。(受講決定者にメールで通知) また、会場までの交通費、昼食代などの実費負担は必要です。なお、地域保育コースを受講される方については、健康診断等に係る費用があります。(詳しくは募集要項をご確認ください。)
8	保育士の資格を持っているのですが、すべての研修を受けなければいけませんか？	一定の条件を満たし、必要書類を提出することで基本研修を免除することができます。保育士、社会福祉士の資格をお持ちの方、または昨年度以前に基本研修を修了済の方は、希望すれば基本研修の免除が可能です。そのほか、幼稚園教諭、看護師、保健師の資格をお持ちの方で日々子どもと関わる業務に携わっている方も基本研修の免除が可能です。
10	希望するコースの全カリキュラムを受講しなければ、修了できませんか？	修了できません。和歌山県では修了証書の交付は、全カリキュラムの受講が原則です。遅刻早退も認めておりません。ただし基本研修を修了していれば「子育て支援員研修(基本研修)修了証明書」を発行します。次年度以降に専門研修を受講してください。



# Q & A2

番号	質問	回答
11	子育て支援員としての有効期限はありますか？	一度交付された修了証書に有効期限は現在設けておりません。
12	基本研修終了後に、申し込んだコース(専門研修)の変更はできますか？	一度申し込んだコースを変更することはできません。また受講会場の変更もできません。
13	在職証明書、職務内容証明書は、任意の書式でいいですか？	指定の様式となっております。 以下のURLよりダウンロードし、職場の担当者に記入してもらってください。 <a href="https://hoppingmama.com/cms/wp_hopping/wp-content/uploads/Certificate-of-Employment.pdf">https://hoppingmama.com/cms/wp_hopping/wp-content/uploads/Certificate-of-Employment.pdf</a>
14	前年度和歌山県以外で受講しました。基本研修の免除は可能ですか？	可能です。修了証書の番号をフォームに入力して申請ください。
15	申込期間が過ぎてしまった場合はどうなりますか？	申込期間は厳守となっております。期日を過ぎての申込は受け付けません。
16	申込フォームでしか申込できませんか？	原則申込フォーム以外では申込できません。 ネット環境がない等不都合がある方は事務局までご相談ください。
17	基本研修や放課後児童コースでは2日間とも同じ会場を受講しないといけませんか？	2日間とも同じ会場での受講となります。会場により受講内容の日程が異なる場合があるため他会場では受講できません。
18	今年度に複数の専門研修は受けられますか？	1年度内1人につき1コースのみ受講可能です。重複しての申込はできません。

# お問い合わせ



## NPO 法人ホッピング 和歌山県子育て支援員研修事務局

### お問い合わせ専用公式LINE アカウント

アカウントID: [@436aqjsf](#)

← こちらのリンクから  
友達追加可能です

※時間帯によっては翌日以降の返信になります。あらかじめご了承ください。

下記連絡先からもお問い合わせ可能です。

E-mail: [kosodate@hoppingmama.com](mailto:kosodate@hoppingmama.com)

電話: 080-7807-9248 (月～金曜日9:30～16:00)



以下のリンクは厚生労働省によるスライド資料です。  
リンクをタップまたはクリックすることで確認できます。

## 厚生労働省「子育て支援員」研修について

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukat-sukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000081375.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukat-sukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000081375.pdf)

※令和5年4月1日に厚生労働省からこども家庭庁に移管しています。  
政策の内容についてはこども家庭庁にお問い合わせください。

※リンク先の資料には、今年度実施しない科目も含まれています。